

# 控

平成30年(ワ)第9681号 名誉棄損等請求事件

原告 吉井康雄

被告 学校法人大阪経済大学 外3名

令和元年6月12日

## 証拠説明書(4)

大阪地方裁判所 第24民事部 合議1係 御 中

原告  
吉井康雄

原告の地位確認訴訟	名誉侵害等被告大学訴訟	当該訴訟	種目	立証趣旨		
				原本写しの別	作成者	
				別件訴訟1 号証	別件訴訟2 号証	号証
		77	別件訴訟3の証拠、平成29年2月7日「申出書」	写し	大 阪 経 済 大 学 教 職 員 組 合 謄 写 申 請 人 代 理 人	草薙氏の救済を求める大阪経済大学教職員組合が、草薙裁判での北村實の尋問調書などのコピーを申請した際の文書である。原告が証拠とする目的は、利害関係人であれば、公式に必要な情報が入手できる道が開かれているということと、そのように適切に入手された情報は、組合関係者の不特定多数に伝播していくということの説明のためである。
		78	別件訴訟2、最高裁判所 平成30年 5月 8日 「上告理由書」	写し	吉井康雄	無断録音の違法性阻却事由を評価した最高裁判例のもとでは、損害賠償を科すべきではない、その理由は、損害賠償金の過多によっては、支払えない方もいるはずで平等・公平性を確保するためには科すべきではないという個人的な判断を確認するための上告である。逆にいえば、上告側の非ある部分としての損害賠償金か否かを確認したかったのである。
		79	●音声データ 2012年10月15日 原告に特任申請辞退を 迫った際の被告井形の発言	写し	吉井康雄	<原告への名誉棄損を推認し得る音声データ> 被告井形が被告池島および被告北村らによるカリキュラム委員会の不法な打合せ(刑法233条に抵触する行為など)をもとに、原告に特任申請を一方的に辞退せよと迫る音声データ。 <b>反訳書は甲5である。</b>
		80	●音声データ 2012年11月16日 特任申請不受理とした 教授会での 被告井形と被告北村の発言	写し	吉井康雄	<原告への名誉棄損を推認し得る音声データ> 被告井形が特任申請不受理と教授会で報告。 被告井形と被告北村が原告をはじめとする教授会メンバーの質問に正面から応じない様子から、原告の名誉を貶める強い悪意の存在が察知される音声データである。 <b>反訳書は甲58である。</b>
		81	●音声データ 2013年1月18日 原告の担当科目を 悪意をもってあしらった 被告池島の発言	写し	吉井康雄	<原告への名誉棄損を推認し得る音声データ> 教授会で、カリキュラム委員長である被告池島が、原告の担当科目をどのようにあしらって、不必要、不開講としたかが推認される音声データである。 <b>反訳書は甲65である。</b> なお、教授会終了後、原告が不法行為を人権委員会に相談した経過と被告北村が人権委員会に手をまわしていたと推認される発言がある。
		82	●音声データ 2013年3月11日 経営学部教授会	写し	吉井康雄	退職する原告と渡辺教授の挨拶、および、被告井形の学部長引継ぎの挨拶。 経営学部教授会は、被告北村らによって自由闊達な議論の場ではないことが直感し得る証拠とした。 <b>反訳書はない。</b>